告　示

埼玉県告示第百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　名称

特定非営利活動法人埼玉フードパントリーネットワーク

二　代表者の氏名

草場　澄江

三　主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台西五丁目一番地一プラネせんげん台三百六号

四　当該認定の有効期間

令和八年三月二十四日から令和十三年三月二十三日まで

11d221a44207c3b25c6983cfb179ef43